

平成30年度 療育手帳交付のしおり

(療育手帳の交付を受けている方が利用できる主な福祉制度・サービス等の概要)

飯山市民生部 保健福祉課 障がい福祉係(62-3111内線176・189)

制度	対象	給付内容	申請手続	備考
福祉医療費特別給付金	A1・A2・B1 ※所得制限あり(備考欄参照) 特別障害者手当準拠	(1)病院や薬局等で支払った医療費の自己負担分(保険診療分)を給付 (2)加入保険の付加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除した分を給付 ※1レセプトあたり500円上限の受給者負担があります。	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)健康保険証 (2)印鑑 (3)振込先口座 (4)療育手帳	※障がい児(年度末年齢が18歳までの)の所得制限廃止
日常生活用具の交付	※所得制限あり 本人又は世帯員のうち、市民税所得割の納税額が46万円以上は対象外	障害の部分や程度によって、日常生活用具の交付が受けられます。 ※1割の自己負担。但し、世帯の所得に応じて月額負担上限額の設定あり ※介護保険の福祉用具と重複するものについては介護保険を優先	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)療育手帳 (3)品目によっては医師の意見書・処方箋、見積書等が必要 (4)個人番号のわかるもの	申請は購入前に行ってください。購入後の申請は認められません。
税金の免除	所得税・市民税の控除	A1・A2 特別障害者控除が受けられます B1・B2 障害者控除が受けられます	年末調整、確定申告の際手帳が必要になります。 詳しくは税務署、市役所税務課へお問い合わせください。	信濃中野税務署 0269(22)3151
	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	A1・A2 車の所有者・使用者の条件を満たす場合、自家用の車1台に限り減免されます。 問合せ先 自動車税・自動車取得税・・・総合県税事務所北信事務所 / 軽自動車税・・・市役所・税務課		総合県税事務所北信事務所 0269(23)0204
	相続税	療育手帳の交付を受けている方 相続人が障害者である場合、相続税額から一定額が控除されます。(等級によって控除額が異なります)	詳しくは税務署へお問い合わせください。	市役所 税務課 (62)3111
	※上記の他、マル優、贈与税等税制上の優遇が受けられる場合があります。詳しくは税部署等にお問い合わせください。			
交通運賃等の割引	JR	AとBで割引条件が異なります A1・A2：本人と介護者1人の乗車券が半額(但し、障害者が1人で乗車する場合は、Bの割引と同じ) B1・B2：片道100km以上の乗車に限り、本人のみ乗車券が半額	乗車券購入の際に手帳を提示してください。乗車券以外の特急料金等については、最寄りのJRみどりの窓口へ。	JR以外の民間鉄道については各社へお問い合わせください。
	タクシー	療育手帳の交付を受けている方 運賃が10%割引 但し、迎車回送・高速・駐車料金等は割引対象外	運転者に手帳を提示してください。詳しくは各タクシー会社へ。	
	乗り合いタクシー	AとBで割引条件が異なります A1・A2：本人、介護者の運賃が半額 B1・B2：本人のみ運賃が半額	運転者に手帳を提示してください。(高速バスについては各バス会社へお問い合わせください)	菜の花バス・乗り合いタクシーについては、市役所企画財政課(62)3111へ。
	菜の花バス			
	バス			
国内航空旅客運賃	AとBで割引条件が異なります A1・A2：本人と介護者の運賃が割引 B1・B2：本人のみ運賃が割引 ※割引率は各社・路線によって異なります。	航空券販売窓口で手帳を提示してください。詳しくは各航空会社へ。		
有料道路の割引	A1・A2 運転者が介護者 (1)有料道路の料金が半額 (2)登録できる車は、本人・親族・介護者名義の車で1台のみ ※会社名義の車や軽トラック等は登録できません ※ETCを利用する場合、ETCカードの名義人は障害者本人でなければなりません(未成年の重度障害者を除く)	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)車検証(2)療育手帳 ETC利用の場合 ・ETCカード ・ETC車載器管理番号		
タクシー利用助成事業	A1・A2 市・県民税非課税世帯 (1)1枚500円のタクシー券を地区別に枚数を定めて交付 (2)地区別に乗車1回当たりの使用限度枚数あり	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑(2)療育手帳		
NHK放送受信料の減免	全額免除・・・療育手帳保持者がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税が非課税の場合 半額免除・・・世帯主が重度(A1)の障害者でかつ受信契約者の場合	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)療育手帳	市役所で証明を受けた後、NHKへ申請書を郵送してください。	

制度	対象	給付内容	申請手続	備考	
携帯電話料金の割引	療育手帳の交付を受けている方	携帯電話会社によって割引内容が異なります。(基本料50%割引等)	割引内容、手続き等は各携帯電話会社、販売店にお問い合わせください。		
年金手当	障害年金	以下のすべてを満たす場合に支給 (1)障害の初診日に65歳未満 (2)初診日から1年半を経過した時点で一定以上の障害がある (3)初診月の2か月前までの保険料納付期間が加入期間の2/3以上、又は初診月の2か月前までの1年間に滞納がないこと ※詳細は市役所市民環境課又は年金事務所へお問い合わせください。	1.申請窓口 (1)国民年金加入者の場合 市役所 市民環境課 国保年金係 (2)厚生年金加入者の場合 →日本年金機構 ※必要書類等は申請先までお問い合わせください。	市役所 市民環境課 (62)3111 又は 日本年金機構(年金事務所)	
	特別児童扶養手当	在宅の重度障害児(20歳未満)を養育する者 ※所得制限あり	障害児1人当たりの支給額 1級 月額 51,700円 2級 月額 34,430円 年3回(4・8・11月)に分けて支給	1.申請窓口 市役所 子ども育成課 子育て支援係 必要書類等はお問い合わせください。	市教育委員会 子ども育成課 (62)3111
	特別障害者手当	常時介護を必要とする在宅の重度障害者(20歳以上) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額 26,940円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所及び継続して3ヶ月を超えて入院等がある場合は対象外	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)振込先口座(本人名義) (3)所定の診断書 (4)個人番号のわかるもの	所得制限の詳細については、 市役所保健福祉課 (62)3111 までお問い合わせください。
	障害児福祉手当	常時介護を必要とする在宅の重度障害児(20歳未満) ※所得制限あり	対象者1人当たりの支給額 ・月額 14,650円 年4回(2・5・8・11月)に分けて支給 ※施設入所している場合は対象外		
心身障害者扶養共済制度	※扶養者は市内に住所を有する健康な65歳未満の者	知的障害者の扶養者が毎月掛金(1口9,300円～23,300円)を支払うことで、扶養者が死亡又は著しい障害を有する状態になったときに、障害者に対し年金が支給されます。掛金は扶養者の加入時の年齢に応じて決められます。 支給年金額 1口加入:月2万円、2口加入:月4万円	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑(2)療育手帳 (3)住民票の写し(障害者、扶養者それぞれに必要)		
就労支援	障がい者	障害者それぞれのニーズや障害程度・生活環境等を踏まえたうえで、より適切なサービスを利用できるようにするため、まずは右記の窓口にご相談下さい。	・ハローワーク飯山 (62)8609 ・北信圏域障害者就業・生活支援センター(雁木ぶらざ内) (62)1344		
自立支援給付	障がい者	ホームヘルプ、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援、グループホーム、施設入所等のサービスがあります。サービスを利用するには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。	1.申請窓口 市役所 保健福祉課 障がい福祉係 ※まずはご相談ください。		
飯山市手をつなぐ育成会	療育手帳の交付を受けている方とその家族	長野県育成会を基盤とし、知的障害児・者の社会参加と福祉増進を図るため、会員相互・近隣市町村と連携協力し、研修会への参加等活動を行っています。また、親睦会、スポーツ、レクリエーションを通じて会員の交流を深めています。	1.窓口(事務局) 「ゆきんこ園」(62)3111 2.会費 年2,000円		
信州パーキング・パーミット制度(障がい者等用駐車場利用証制度)	A1・A2	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、長野県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。	1.申請方法 ①窓口での申請(原則、即日交付)療育手帳を持参し、お住まいの市町村または県内10カ所の保健福祉事務所の窓口 ②郵送での申請(後日、郵送交付)申請書と療育手帳のコピーと返信用切手(140円)を同封して、県庁地域福祉課へ郵送。		

※記載の内容については変更等ある場合がありますので、申請にあたっては事前にお問い合わせください。